

豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務 仕様書

1. 業務名

豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務

2. 目的

豊中市(以下「本市」という。)では、戦後の高度成長と人口増加とともに、次々と公共施設を建設し、小中学校をはじめとした建物施設や道路、公園、上下水道等のインフラ施設の整備を進めながら、市民サービスの向上に努めてきた。現在、こうした公共施設の老朽化が進み、施設の建替え(更新)、改修が必要となる時期を迎えている。本市では、限られた財源のなかで公共施設を今後も安定して維持運営していくため、持続可能な施設総量の設定や長寿命化に関する考え方、その他各種方策についてまとめ、さらにインフラ施設も含めた中長期的なマネジメントのしくみと体制を整えるため、平成 29 年(2017 年)3 月に「豊中市公共施設等総合管理計画」を策定した。令和 22 年度(2040 年度)までに施設総量を 80%とすること、及び、より良い公共サービスの実現を目標としている。令和 2 年(2020 年)3 月には「豊中市公共施設等総合管理計画」の推進体制に「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を位置づけ、「豊中市公共施設等総合管理計画」を改訂し、令和 4 年(2022 年)3 月には国から記載事項についての要請に基づき改訂を行っている。

「豊中市公共施設等総合管理計画」において、令和 10 年度(2028 年度)に内容及び目標値の中間見直しを行うこととしている。しかし、昨今の社会状況の大きな変化により、計画と現状が大きく乖離してきたことから、中間見直しを前倒しし、令和 8 年度(2026 年度)に実施する。「豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務」では、「豊中市公共施設等総合管理計画」中間見直しと、それに伴う「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」の改定について、現状の分析、計画策定からこれまでの総括、計画の改定に至るまでに必要となる各種検討及び資料作成等の支援を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から 令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

日程(予定)	内容
令和 7 年(2025 年)3 月下旬	本支援業務 契約締結
令和 7 年(2025 年)9 月頃	豊中市公共施設等有効活用委員会 諮問
令和 7 年(2025 年)9 月頃	令和 7 年度版 個別施設計画 公表
令和 8 年(2026 年)2 月頃	市民意向調査 実施
令和 8 年(2026 年)10 月頃	豊中市公共施設等有効活用委員会 答申
令和 8 年(2026 年)10 月頃	意見募集(パブリックコメント)
令和 8 年(2026 年)12 月頃	公共施設等総合管理計画、令和 8 年度版 個別施設計画 公表

4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、本市と綿密な打合せを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、本市の承認を得るものとする。また、受託者は本市から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 業務内容

本業務では、「豊中市公共施設等総合管理計画」で示す中間見直しを行い、令和5年度包括外部監査の指摘事項についても対応することを目的とする。また、中間見直しに係り、「豊中市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画も改定が必要になると想定しており、主に以下項目の業務を予定している。

(1) 計画準備

本業務を円滑に遂行するため業務実施計画書を作成する。

(2) 公共施設に係る諸データの整理・分析及び見直し

① 対象施設

民間活力導入の物件が増えたこと等により施設の所有、使用状況が多様になっているため、対象とする施設の再整理及び見直しの検討を行う。

② 各施設に係る状況と耐用年数

対象施設について、本市が各所管課より収集した、各施設の利用状況やコスト状況、維持管理状況等の情報を整理・分析する。劣化状況についても、調査票等を整理し、施設耐用年数の再整理・分析を行う。資料がなく現地調査を実施する場合は本市と別途協議の上行うこととする。

③ 基礎データの作成

上記①②の結果をとりまとめ、公共施設の現状と課題を整理し、更新が容易な基礎データを作成する。

(3) 計画策定時と基礎データ等再整理後の維持管理更新経費の試算比較分析

更新が容易となるよう普通会計を用いて、公共施設等の維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について試算する。計画策定時と基礎データ等再整理後の試算を比較し、分析を行う。「豊中市公共施設等総合管理計画」の目標値の見直しを検討する。

(4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針の策定

下記のような公共施設等の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針の策定を行う。令和5年度包括外部監査の指摘事項に対応した見直しを行う。

- ・現状や課題に関する基本認識
- ・公共施設等の管理・運営及び機能に関する基本的な考え方
- ・公共施設等の戦略的配置、複合化・多機能化の考え方
- ・財政負担の平準化や予防保全の考え方
- ・公共施設等を通じた市民サービス向上に関する考え方
- ・公民連携などの手法取り入れとそれによる市民サービスや費用の効果についての考え方
- ・全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- ・PDCAサイクルの推進方針 他

(5) 市民意向調査の実施、分析

市民意向調査の調査票を設計し、集計、分析を行う。対象市民の抽出、調査票の配布、収集は本市が行う。調査対象は、市内在住の18歳以上3,000人(無作為抽出)を想定している。

(6) 個別施設計画等との整合性の整理

「豊中市公共施設等総合管理計画」中間見直しに係り整理・分析したデータや方針を基に、「豊中市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の改定や、学校施設長寿命化計画等の他の計画との整合性について整理、検討を行う。

(7) 成果品の作成

6. 支払条件

受託者は、各年度の業務完了後、委託期間各年度支払い割合表に応じた額を豊中市財務規則等の法令に遵守した請求をするものとする。本市は、請求を受けた日から30日以内に支払う。

委託期間各年度支払い割合表

	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	総額
年度別報酬内訳／報酬総額 (税込み)・単位 円	6,400,000	9,600,000	16,000,000

7. 業務に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

8. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び担当者を指定し、本市に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

9. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに本市に返還するものとする。

10. 成果品等

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日
1	業務着手届	紙媒体 1部	着手前
2	業務実施計画書	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	契約後14日以内
3	検討・説明用資料	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	その都度
4	議事録・会議資料	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	その都度
5	アンケート集計結果	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	別途指示
6	公共施設等総合管理計画(本編)	紙媒体 50部 電子媒体(CD-R等)	別途指示
7	公共施設等総合管理計画(概要版)	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	別途指示
8	支援業務の報告書	紙媒体 1部 電子媒体(CD-R等)	別途指示
9	業務完了届	紙媒体 1部	業務完了時

11. 成果品の帰属

本業務の履行により作成された成果品の所有権は本市に帰属する。

成果品に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は受託者に帰属し、受託者は、本市に提出した成果品の内容を改変する等して第三者に提供することができる。

また、受託者は、本市が必要に応じて成果品を追加、変更、削除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作権人格権を行使しない。

12. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。

13. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務にかかる履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書及び提案資料に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。

14. 事務局

豊中市 財務部 資産管理課 財産企画係

(住所) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (豊中市役所 第二庁舎4階)

(電話)06-6858-2461 (対応時間:土日・祝日を除く午前9時～午後5時)

(E-mail) zaikatsu@city.toyonaka.osaka.jp